# 「関係」を規定するのは誰か? 一〈反婚〉の視点から家族政策を問う ―

Who Defines "Relationships"?:

Analyzing Family System in Japan from a Perspective of "Anti-Marriage System"

堀江有里

(清泉女子大学ほか非常勤講師)

キーワード:婚姻平等、同性パートナーシップ認定制度、戸籍制度、反婚

### 1. 問題の所在 ——出発点

2010年代に入り、日本では「LGBTブーム」とも呼ばれる現象が起こることとなった。そのな かで急速に性的マイノリティの可視化も進んできたといえる。とくに同性パートナーシップの法 的保護を求める動きが、それ以前と多少の異なりを経ながら進行している。

同時に、これらの流れのなかで後景化あるいは忘却されてきたこともあるのではないだろう か。本稿では、「関係」を規定するのは誰かという問いを立てて、後景化あるいは忘却されてきた 課題について考えてみたい。同性パートナーシップの法的保護を求める動きは、「家族 | を形成す る権利を求めることでもある。求める先はどこか。法的な権利という点でいえば、日本政府であ る。法的な保護は、同時に、国家による管理をも意味する。筆者はこれまで、個人のもつ関係への 介入をめぐる課題を放置することへの問いかけを含む〈反婚〉という視点から婚姻制度の諸問題 について考えてきた(堀江2011;2015;2018など)。本稿では、現在、同性パートナーシップ の法的保護をめぐる議論が進むなかで、とくに日本に特有な社会制度と国家のあり方という枠組 みとの関連について考えてみたい。

## 2. 日本における同性パートナーシップと制度 ——2010年代以降の動き

2010年代以降の日本では、同性パートナーシップをめぐってふたつの流れが生み出されてき た。①同性パートナーシップ認定制度と、②同性カップルにも異性カップルと同様に婚姻制度を 利用する「婚姻平等」の権利を求める動きである。まずはこれらを簡単にみたうえで問題点を考 えてみたい。

#### (1) 同性パートナーシップ認定制度

2015年11月、東京都渋谷区と世田谷区を皮切りに、同性パートナーシップを持つ人びとに対 し、申請を受けたうえで認定証明書を発行するなどの制度が広がることとなった。この制度は、各 自治体の制度設置方法や当人たちの申請方法について、それぞれふたつに分類することができる。

まず、各自治体による制度の設置方法については、議会決議を経た条例によるものと、首長判 断で運用可能な要綱によるものとがある。東京都渋谷区などの議会を経たうえでの条例化の動き もあるが、ほとんどの導入自治体は議会決議を必要としない要綱作成によって制度を運用してい る。2021年12月1日現在、導入自治体は、137に及び、実施自治体人口は総人口の41.2%に達 するし。

つぎに当人たちの申請方法については、申請書を提出した同性カップルに婚姻と同等の関係で あるとするなど証明書を発行するもの(証明制度)と、同性カップルが宣誓することによって行 政が受理書を発行するもの(宣誓制度)がある。

設置方法や申請方法は異なるが、これら、地方自治体による同性パートナーシップ認定制度に 共通するのは、証明書を発行するなどの行政サービスであるため、法的な効果は限定されている という点である。すなわち、婚姻関係で付与されるような特権は、当然のことながら、存在しな 170

ただ、法律として制定されているわけではないので法的効力は限定されるとしても、同性パー トナーシップ認定制度が、法的な性別が同性同士のカップルにとって「家族 | としての精神的な 支えとなるというメリットも指摘されている。また、自治体によっては、公営住宅の入居資格が 付与されるなどのメリットを生み出しているところもある。

他方で、このような行政サービスのひろがりについては、いくつかの疑問も提示されてきてい る。たとえば、①行政サービスのみならず「婚姻平等 | を政府に要求するなど法制定をめぐる関心 が自治体にはない点、②どのようなモチベーションで行政サービスがおこなわれているのかにま つわる課題などである。

①については、すでに地方議会での決議によって政府への要望書が提出されているケースもあ るが、数は多いわけではない。たとえば、京都府長岡京市議会は「同性婚の法制化に関する議論の 促進を求める意見書 | を決議し、地方自治体法第99条2の規定によって政府に提出している(2020) 年9月23日)。

婚姻制度が国の法律である以上、もし自治体が同性カップルの法的不利益を鑑みるのであれ ば、政府への働きかけに結びつく可能性もある。しかし、現時点では、このような例はほとんどな い点を踏まえると、それぞれの自治体が国の法律自体を変えようとする意志があるようには思え ない。つまりは、自治体にとってコストやリスクの低い行政サービスにとどまっているといえる。

また、パートナーシップ制度の導入にはじまり、婚姻制度を同性同士でも利用可能にしたヨー ロッパの例などを考えると、日本でも行政サービスが婚姻制度の変化へとつながっていく可能性 があるのではないかと指摘されてもいる。しかし、日本ではまだ自治体と国の方向性には距離が ある。加えて、後に触れるように、日本の場合、婚姻制度は、戸籍制度という独自のシステムを基 盤として成立している点にも注目したい。そのため、同様の制度設計ではないヨーロッパの事例 と同様のプロセスで法制度化へと進むと楽観視することはできないのではないかと、わたしは考

<sup>1</sup>条例として導入しているのは東京都渋谷区のほか、東京都豊島区、港区、三重県いなべ市、沖縄県浦添市 (2021年12 月1日現在)である。ほとんどの導入自治体は要綱作成による運用である。「同性パートナーシップの法的保障を求める 全国ネットワーク」による。https://samesexpartnership.wixsite.com/mysite-1 (最終閲覧日 2021 年 12 月 10 日)

<sup>2 [</sup>地方自治体法第99条] 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は 関係行政庁に提出することができる。

えている。

②については、市民の要求によるもの、他施策との関連によるもの、自治体職員の尽力による ものなど、同性パートナーシップ認定制度の成立に至るプロセスは自治体によって異なる。その ため、かならずしも「マイノリティの人権」課題として認識されていない状況があるのも事実で ある。

たとえば、京都府亀岡市では、2021年3月に認定制度を導入しているが、その議論のなかで「性 的マイノリティ」という言葉を使うことへの疑義が提示され、多様性を強調するという選択がな された。つぎのように報道されている。

(…) 同計画案や宣誓制度の議論の過程で、市議会などから「性的という言葉が日本では性 犯罪などを連想させる|と、表現を改めるよう指摘が出ていた。(…)修正案では、同計画案 に記載していた案の中で「性的マイノリティの人権と個性が尊重され」とあったのを「多種多 様な人たちの人権と個性が尊重され」などと修正。この日の同計画検討特別委員会で可決さ れた(「京都新聞 | 2020年12月23日)。

「性的という言葉が…性犯罪などを連想させる」という発言が出てくる事態は、性的マイノリ ティに関する実態や基礎的な事項が踏まえられているとは到底考えられない。マイノリティの置 かれた状況というよりは、各地で広がっていく「流行」に乗る方向性で本制度が策定されていく 傾向がみてとれると想定するのは早計にすぎることなのだろうか。

また、途上で頓挫したケースもある。滋賀県大津市は、2017年12月に「おおつレインボー宣 言 | を公表し、性的マイノリティに対する差別・偏見の解消をめざそうとしたが、2018年12月 に検討会議が設置された同性パートナーシップ認定制度については、2021年7月の時点で「制度 形骸化の可能性がある | との理由によって導入見送りを決定している(「京都新聞 | 2021 年7月 13日)。2018年の時点で要綱案が作成されたにもかかわらず、開始には至らず、作業が中断され た。ただし、詳細な説明は出されていないことが問題視されてもいる(「京都新聞」2021年12月 8日)。

制度が広がるにしたがって、このような問題点が生じていることにも注意しておきたい。

#### (2) 「婚姻平等 | を求める訴訟

つぎに「婚姻平等」を求める動きについてみていきたい。現在、「結婚の自由をすべての人に」訴 訟がはじまっている。2019年2月、同性カップルが婚姻制度に参与する資格がないことを憲法違 反として、日本政府を被告として提訴されたものであり、札幌、東京、名古屋、大阪で集団訴訟が はじまった。後に福岡、そして東京の二次裁判も提訴されている。婚姻制度にはさまざまな特権 が付与されているが、異性間に限定されている現状は、端的に不平等である。同性間には参加す る権利すらないのが問題である(二宮 2021)。

この不平等に対して、訴訟へと至る前には、2015年に日本弁護士連合会への人権救済申立を 455人がおこなった(同性婚人権救済弁護団 2016)。その結果として、日弁連は「同性の当事者 による婚姻に関する意見書 | (2019年7月18日)を提出するに至った。 同年7月24日に法務大臣、

内閣総理大臣、衆議院議長および参議院議長宛てに提出された意見書の要旨は以下のとおりであ る。

我が国においては法制上、同性間の婚姻(同性婚)が認められていない。そのため、性的指 向が同性に向く人々は、互いに配偶者と認められないことによる各種の不利益を被ってい る。これは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下の平等に違反するも のであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害と言うべきである。したがって、国は、 同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである。。

日弁連への人権救済申し立てや、具体的な訴訟という手段は、かつて、日本でも同性愛者の人 権が判例に書き込まれた「東京都青年の家裁判」をみても重要であることがわかる。というのも、 裁判闘争としての集団訴訟は、公的空間での言論の場の確保により、世論喚起と当事者ネット ワークの可能性を生み出すからだる。

各地での訴訟のうち、いちはやく、札幌地裁が判決を出したのは、2021年3月17日のことで あった。武部知子裁判長は、原告側の請求は棄却したものの、同性婚が認められないことを憲法 14条が定めた 「法の下の平等」 に照らし違憲の可能性があると判断した。 この判決自体は、画期 的なことであったといえる。

これらの流れをみていると、日本社会にも同性カップル――あるいは子どもを含むファミリー ―を家族のかたちとして認める傾向が広がっているようにも思える。 他方で、そこで後景化し てきた事柄、あるいは忘却されている事柄もあるのではないだろうか。

次節では、1990年代の議論に触れながら、この点について考えてみたい。

# 3. 忘却されてきたテーマ ——1990年代を振り返る

#### (1)性的マイノリティのコミュニティでの議論

日本において、同性パートナーシップの法的保護が研究や社会運動の分野で議論され、蓄積さ れてきたのは、1990年代なかごろ以降である(赤杉ほか 2004)。欧米でのドメスティック・パー

<sup>3</sup> 言及されている日本国憲法の条文は以下のとおりである。

<sup>[</sup>第13条] すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉 に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

<sup>[</sup>第14条] すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は 社会的関係において、差別されない。

<sup>4</sup> ただ、日弁連の意見書や「結婚の自由をすべての人に」訴訟において「性的指向が同性に向く人々」というレトリックが 使用されている点について立ち止まっておきたい。この訴訟は、法的な性別が同性同士の場合、婚姻制度が利用できない ことを問題の出発点としている。しかし、法的な性別が同性同士のカップルが、すべて「性的指向が同性に向く人々」と いうカテゴリーにくくられるわけではない。たとえば、戸籍の性別変更をしていないトランスジェンダー男性とシスジェ ンダー女性のカップルの場合、形式としては異性愛であるものの、法的な性別が同性同士となるため、婚姻制度を利用す ることはできない。また、同性カップルを構成する個々人は、バイセクシュアルやアセクシュアル、パンセクシュアルなど、 さまざまな性的指向が想定されうる。「性的指向が同性に向く人々」という表現は、たしかに一般的にわかりやすいとい う理由で採用されたのであろう。しかし、そこで不可視化される存在があることを忘れてはならないだろう。

トナーシップ制度を念頭に置きつつ、慣習的な「家制度」。を超えた個と個のむすびつきをパート ナー間で模索する議論が生み出されてきた。

同時に、同性カップルが法的家族を形成できずとも、現行法のなかで使える資源があることを 模索する方向性もみられた。たとえば、ゲイ男性のコミュニティ活動をつづけてきた永易至文は、 かつて、利用可能な資源についての情報やさまざまな知恵のわかちあいが必要であるとし、つぎ のように述べていた。

いたずらに不安を口にするまえに、あるいは海外の同性婚やパートナーシップ法に憧れた り、日本にそれがないことを嘆いたりするまえに、現在の法や制度はどうなっているのか、 そこでどこまでできるのか、できないのならなにが変わればできるのか、そもそも自分はな にを求めているのか、これらのことをハッキリさせ、そこから確実な歩みを具体的に進める ことが大事(である)(永易 2009)。

永易が強調するのは、同性カップルに法的な保障がなくとも、利用可能な資源が存在するとい う点である。その資源の情報を共有することによって、権利を行使できる可能性がある。永易が 示唆するのは情報の共有というコミュニティの可能性である。

では、人びとの意識はどのようなものであったのだろうか。それらを網羅的に示すようなデー タはない。ただ、同性パートナーシップの法的保護を求めるために実態調査をおこなったグルー プがある。この調査から示唆される内容をみていこう。

2004年に「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」が実施された。実 施主体は関西地方で性的マイノリティにかかわる活動をつづけてきた「血縁と婚姻を越えた関係 に関する政策提言研究会」の有志プロジェクトである(有田ほか 2006)。この調査の結果の一部 を紹介しておきたい。

とくに当事者ニーズとしてあげられたのは、①医療・福祉的資源、②税法などの優遇措置であっ た。ここに示されたものは婚姻制度にのっとっている場合には付与されるものである。

また、ニーズの高いグループはふたつの特徴をもっていた。 ① 「仕事のないこと」、「収入の少 ないこと」、「パートナーが現在いること」、「養子縁組みや精子バンクを利用して子どもを持ちた いと考えること」と相関がある点、②経済的項目から導出された結果として「女性同性間でパー トナーシップを持つレズビアンは、経済的により不利な地位を抱えている という点である 6。

では、このようなニーズを充足するには何が必要だと考えられるのか。調査結果から見える興 味深い点は、婚姻制度が必要だとこたえた人びとは34.7%と、決して高くはなかった点である。 他方で、事実婚と同様の制度が必要であるという人びとは15.2%、制度の新設が必要であるとい う人びとが16.5%であった。これらを合計すると、婚姻以外の方法が必要だとこたえた人びとが 31.7%であったことがわかる。婚姻制度とそれ以外の制度を比較してみると数値に大差はない。

<sup>5</sup> 太平洋戦争後に制定された日本国憲法のもと、婚姻関係における男女平等が民法にも反映され、家制度自体はなくなった。 しかし、法律上の夫婦同氏強制制度や、そのなかでも夫の氏を選択する人びとが90%を超えるなど、慣習としての家制 度は残存しつづけている。

<sup>6</sup>ほかに「レズビアン」というポジションをコミュニティ活動の実践のなかで理論化した掛札悠子も、婚姻制度に対する批 判を明示している(掛札 1992)。

なぜ、婚姻制度がかならずしも必要とされているわけではないのか。その理由が自由回答欄に 示されている。たとえば、つぎのような回答があった。「パートナー関係の保障よりも個人を単位 とした保障を |、「異性間の婚姻制度はすでに破綻しているので同性同士が準ずる必要はない |、 「子どもを産まない場合、婚姻するのは不必要」との記述がみられたのである。

これらは一部ではあるものの、性的マイノリティのコミュニティが求めていたものは、かなら ずしも婚姻制度ではないということは言える。行政サービスとしての同性パートナーシップ認定 制度――大津市の例からはそれさえも止めていく方向に転換が起きていることがわかるが――や 「婚姻平等」を求める動きが進むのなかでは、このような諸問題が急激に議論の俎上から後景化し ている。

もちろん、1990年代から2000年代初頭にかけて議論されてきた時期、婚姻制度が同性間にも 適用される実現可能性が低いという認識もあっただろう。しかし、「婚姻平等」が欧米をはじめと してグローバルにひろがってきた現在、同性パートナーシップが婚姻制度に組み込まれていくこ とのみを是とする方向に進んでいって良いものだろうか。つぎに決定的に議論から欠落してきた 日本の婚姻制度について考えてみたい。

#### (2) 婚姻制度がはらむ諸問題

何度もくりかえすが、婚姻制度にさまざまな特権が付与されている以上、その参入可能性が異 性間のみに限定され、同性間に適用されないのは、端的に不平等である。しかし、「婚姻平等」を 求める動きや議論が進むなか、危惧されるのは、日本の婚姻制度そのものをめぐる問題について はほとんど議論されていないという点である。これまでにも日本における婚姻制度への問いは、 さまざまな側面から提示されてきている。とくにフェミニズムでは、女性への抑圧の一形態とし ての婚姻制度は批判の対象となってきた。

とくに日本の場合、婚姻制度は、日本に固有の戸籍制度に則った制度であることに注目してお きたい。

日本の「国民」管理は、住民基本台帳と戸籍簿の二重管理制度をもつ。近代に作成された戸籍制 度は、徴税と徴兵のためのシステムであり、構築にあたって欧州視察の成果が盛り込まれたこと が指摘されている。とりわけ、そこで採用されたのは、①宗教的要素と、②「男尊女卑」の価値観 である (遠藤 2013;2019)。 具体的には、視察先のヨーロッパにおけるキリスト教という文化背 景から、精神的支柱としての国家神道と祭祀長としての天皇の役割が法に書き込まれた(旧「皇 室典範一のそして、天皇を社会システムの頂点とした社会形成のために、男系男子による皇位継 承の規則が作成された(加納2009)。非合理的・非効率的な「国民」を二重管理するシステムは、 なぜ、一本化できないのか。戸籍研究者である佐藤文明は、この点について、戸籍制度には組み入 れられない天皇・皇后および皇室の存在との関係性から、「天皇にまつろう者 | たちの 「臣民簿 | として戸籍簿があることを指摘している(佐藤 1984;1987;1988)。

これまでにも戸籍制度に対する多くの批判が存在した。家父長制を温存する装置である点や、 差別の温床(性差別、婚外子差別、部落差別、外国人差別など)となっている点などである(堀江 2020a;2020b;2022a)。残念ながら、このような点については「婚姻平等」を推進する議論に おいては、ほぼ検討されてきてはいない。

札幌地裁判決をめぐる諸議論では、日本にも「婚姻平等」が生まれることを予感させるような 様相がみてとれる。しかし、そもそも、戸籍制度に則った婚姻制度に、同性カップルが参入するこ とを日本政府は「許す」のだろうか。たとえば、選択制の別姓制度は採用されない。また、性的マ イノリティにかかわる法制度では、戸籍上の性別変更を可能にした「性同一性障害・特例法」でに おいても、戸籍法は改正されることなく、あくまでも特例の法律として措定された。かつ、変更者 は新戸籍の編成をしなければならない。

このような状況をみていくと、日本政府が、天皇制――男系男子の皇位継承――を維持するた めに存続する戸籍制度を変更するような「婚姻平等」は実現するのかどうかは疑問である。台湾 と同様、従来の婚姻制度は変更せず、別立てで異なる制度を「特例法」として設定する可能性はあ るかもしれない。しかし、異性愛主義と性差別で存立する制度自体に変化がもたらされないとい うことを、わたしたちはどのように考えるべきなのだろうか。

# 4. 〈反婚〉というポジション ——誰が誰の権利を求めるのか

先の札幌地裁判決では、その内容に [法の下の平等] に反するという画期的な文言が盛り込ま れたことは再度評価しておきたい。しかしながら、同じ武部知子裁判長による別の訴訟の判決が、 同じ月に注目された。全国29都道府県で提訴されていた生活保護費引き下げに関する訴訟。での 地裁判決である。2021年3月29日、2015年までの3年間に生活保護の基準額を引き下げたのは 憲法が保障する生存権の侵害だとして、北海道の受給者ら131人が引き下げ処分の取り消しを求 めていたが、札幌地裁は「厚生労働相の裁量権の逸脱や乱用があるとはいえない | として生存権 の侵害を認めず、請求を棄却した。原告たちの生活が憲法25条の保障する「健康で文化的な最低 限度の生活」の水準を下回っているとは認められないとしたのである。

もちろん、異なる課題において、異なる結果が導き出されるのは当然だという反論もあるだろ う。しかし、このふたつの判決は、現在の日本社会において、とても象徴的な出来事のようにも思 えるのだ。

いま、日本政府は家族政策と市場の論理を主軸とした国家運営を邁進しつづけている。公共が どんどんと企業に売り渡されていく現状が、いまの日本にはある。公共のインフラが民営化され、 雇用は公務員の領域でさえ非正規雇用化や民間への業務委託が進み、貧富の格差が増大してい く。ネオリベラリズム(新自由主義)の政策に歯止めが利かない状態である。それがあまりにも如 実に露呈したのが、強行開催された東京五輪である(反五輪の会2021;堀江2022b)。

<sup>7</sup> 正式名称は「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(2003 年成立) であり、戸籍上の性別変更を可能に する法律である。ただし、以下のような条件が付与されており、改正が求められる。①二十歳以上であること、②現に婚 姻をしていないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にある こと、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。このような厳しい条 件であるにもかかわらず、2019 年末の時点で性別変更者数が計 9,625 人に上っている。(「読売新聞」2021 年 1 月 4 日 web版:https://www.nikkei.com/article/DGKKZO67837880T00C21A1CR8000/ =最終閲覧日2021年12月10日)

<sup>8</sup> 加えて「家族」というユニットが国家の基礎単位として強調されてきている昨今の状況をもあわせて考える必要がある。 自民党憲法草案(2012 年)では、日本は「国民統合の象徴である天皇を頂く国家」(全文)であり、「天皇は、日本国の 元首であり、日本国、日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」(第1条)と されるように「元首」というあらたな位置づけがなされている。第24条には家族の相互扶助義務が示されている。戸籍 制度が戦後にも家族登録として引き継がれた経緯については(下夷2019)参照のこと。

<sup>9 2013</sup> 年 8 月から 3 年間に基準額を平均 6.5%、最大で 10% 引き下げ、計約 670 億円が削減されている。

このような新自由主義社会のなかで、性的マイノリティも利用価値のある部分だけが称揚され る現状にある。社会学者の堅田香緒里は、ネオリベラリズムを推進する国家は、「パン」(生活の糧) の要求には徹底した〈不寛容〉を示し、「バラ」(尊厳)の要求には〈寛容〉な素振りをみせることが ある、と指摘する。

要するに、ネオリベラリズムが差異に"寛容"なのは、体制の側が変わらなくてもよい、体 制の側が「コスト」を引き受けなくてもよい、その限りにおいてなのである。もっと言うと、 ネオリベラリズムは、その教義を維持するためなら、いくらでもフレキシブルにその姿を変 容させ、(一部の)マイノリティを"包摂"し続けていくだろう。(堅田 2021: 29)。

行政サービスとしての同性パートナーシップ認定制度は、体制側が「コスト」を引き受けなく ともよい。一部の地方議会は政府への婚姻平等を求めてはいるものの、圧倒的多数は各地方自治 体での行政サービスにとどまっている。婚姻平等の訴訟では、婚姻にかかわる憲法24条ではな く、「法の下の平等 | (第14条)でのみ違憲の可能性が示唆された。先にみてきた、このような現 状は、日本社会が「寛容」になったことを示しているわけではなく、国家体制に「包摂」されるこ とによって、利用されていく側面があるといえるのではないだろうか™。

# 5. 今後の課題

「関係」を規定するのは誰か――本稿ではこのような問いを立てた。同性カップルにも法的家族 を形成する権利を付与すべきだという議論は、くりかえし述べてきたように、婚姻制度への参入 機会すら奪われている点をみれば、不平等の是正を求める動きとしては妥当であろう。しかしな がら、同時に、戸籍制度に則った婚姻制度をそのまま無批判に前提としたままに議論が進むこと には大きく危惧する。この点が、本稿で述べたかった最大の問題関心である。

婚姻という法的保護を求めることは、同時に、戸籍制度という国家による「国民」管理体制に同 化することとなる。個人が個人としてあるべき権利を求めるのであれば、少なくとも、婚姻制度 は「問題解決」ではないはずだ。とくに、豊かな国づくり――経済力や兵力の増強――がめざされ るなか、「基礎的な単位」として相互扶助の役割を担わされるような「家族」のあり方に同性カッ プルも利用価値があるものとして包摂される危険性があることを、わたしは大きく危惧する。

そのようななか、国家の制度と慣習を問い続け、フェミニズムを継承するクィアなアクティ ヴィズムを志向することの可能性を追求していきたい。

## 【付記】

本稿は国際シンポジウム 「パートナーと家族の形をめぐって | (2021年12月11日) における 報告原稿をもとに加筆修正したものである。貴重な機会を与えてくださった主催者やスタッフの

<sup>10</sup> この点についても東京五輪 (2021年) が「多様性と調和」というスローガンのもとに性の多様性をも包摂するかたちで 進められたことに多くの問題があることを忘れてはならないだろう。この点については拙著で考察した(堀江 2022b)。

方々、当日に有益なコメントをくださったコメンテーターの方々に感謝の意を表しておきたい。 また、本稿は日本学術振興会科学研究費・基盤研究(C)「日本におけるクィア神学の文脈化を めぐる研究---「解放の神学 | アプローチの可能性 | (課題番号 17K02245) の研究成果の一部で ある。

## 【文献】

- 赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編著 2004『同性パートナー ――同性婚・DP 法を知るために』 社会批評社。
- 有田啓子・藤井ひろみ・堀江有里 2006 「交渉・妥協・共存する 『ニーズ』――同性間パートナー シップの法的保障に関する当事者ニーズ調査から|『女性学年報』27:4-28。
- 同性婚人権救済弁護団 2016 『同性婚 ——だれもが自由に結婚する権利』 明石書店。
- 遠藤正敬 2013 『戸籍と国籍の近現代史――民族・血統・日本人』 明石書店。
- ── 2019 『天皇と戸籍 ── 「日本 | を映す鏡』 筑摩書房。
- 反五輪の会編 2021『OLYMPICS KILL THE POOR ——オリンピック・パラリンピックはど こにもいらない』インパクト出版会。
- 堀江有里 2011「『反婚』 思想/実践の可能性 ――〈断絶〉の時代に〈つながり〉を求めて | クィア 学会『論叢クィア』4:50-65。
- 2015『レズビアン・アイデンティティーズ』 洛北出版。
- − 2018 「いまこそ ⟨反婚⟩ を!──婚姻・戸籍・家族」 『女たちの 21 世紀』 95:28 − 32。
- 2019「キリスト教における『家族主義』——クィア神学からの批判的考察|日本宗教学 会『宗教研究』395:163-189。
- ── 2020a 「『国家と教会』 論・再考──天皇代替わり時代におけるキリスト教会の責任 | 『人 権教育研究 | 28:49-74。
- ---- 2020b 「天皇制とキリスト教への一考察 ----身分制度・性差別・異性愛主義」 『キリス ト教文化』15:55-73。
- ―― 2021 「日本社会でクィア神学する、ということ ――国家・家族・市場、そして教会」 『福 音と世界』76(12):6-11。
- 2022a(近刊)「天皇制とジェンダー/セクシュアリティ ——国家のイデオロギー装置 とクィアな読解可能性 | 菊地夏野・堀江有里・飯野由里子編 『クィア・スタディーズをひら く 2 ――結婚、家族、労働』 167-199、晃洋書房。
- 2022b(近刊)「『オリンピックはどこにもいらない!』——ダイバーシティ戦略批判と 反五輪運動からの考察 | 『人権教育研究』 30。
- 加納実紀代 2009 『天皇制とジェンダー』 インパクト出版会。
- 堅田香緒里 2021 『生きるためのフェミニズム ――パンとバラと反資本主義』 タバブックス。
- 永易至文 2009『同性パートナー生活読本 ――同居・税金・保険から介護・死別・相続まで』 緑 風出版。
- 二宮周平 2021 「同性婚導入の可能性と必然性」 『立命館法学』 393・394:610-626。

佐藤文明 1984 『戸籍がつくる差別――女性・民族・部落、そして「私生児」 差別を知っていますか
現代書館。
1987『訣婚パスポート』現代書館。
1988『戸籍うらがえ史考戸籍・外登制度の歴史と天皇制支配の差別構造』明石
店。